

資産管理課 ☎973-5373

石川庁舎跡利用事業者募集

石川庁舎の跡利用について、市及び地域の活性化に資するような活用を図るため、跡利用事業者を募集します。

【募集期限】平成29年2月13日(月)必着

【応募方法】募集要項をご確認の上、資産管理課まで提出してください。

※詳細はホームページをご覧ください。

資産税課 ☎973-5394

①市内で太陽光発電を  
設置された方へ

1. 太陽光発電設備を設置した方では、課税対象に該当する場合には、償却資産の申告が必要です。

【課税対象について】

10kW以上の太陽光発電設備

個人、法人ともに、事業用資産とみなすため、課税対象となります。

10kW未満の太陽光発電設備

・個人の場合  
売電をするための事業用資産とはみなさないため、課税対象外となります。  
・個人事業者及び法人の場合  
発電出力量や、売電の有無に関わらず事業用資産とみなすため、課税対象となります。

2. 太陽光発電設備とは

太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、表

示ユニット、電力量計、設置工事費等

3. 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について

①平成24年5月29日〜平成28年3月31日迄の間に新たに取得された設備

平成25年度から、『再生可能エネルギーの固定価格買取制度』の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備について、固定資産税における課税標準の特例が適用されます。

②平成28年4月1日〜平成30年3月31日迄の間に新たに取得された設備

平成29年度から、特例の対象となる資産は、原則『再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金』を受けて設置した、固定価格買取制度の対象外である自家消費型太陽光発電設備に限られます。

③適用期間及び内容

該当する設備に対して新たに固定資産税を課税させていただくこととなった年度から3年度分の固定資産税に限り、太陽光発電設備の固定資産税の課税標準となるべき価格を3分の2の額とします。

②償却資産(固定資産)の申告について

固定資産税については、土地、家屋及び償却資産が課税の対象となります。

償却資産とは、土地、家屋以外の事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等の資産をいいます。会社や個人で工場や商店などを経営されている方で、その事業のために用いることができる償却資産をうるま市内に所有している方、並びに、市内の事業所にリースされている方は、毎年1月1日現在の状況を申告することが義務付けられています。

申告用紙については12月中に送付していますが、届いていない場合や新規に事業を始めた場合は、ご連絡をお願いいたします。後日郵送いたします。  
※市ホームページからのダウンロードも可能です。

※市では平成24年9月から、地方税ポータルシステム(eLTAX・エルトックス)を通じてインターネットを利用した電子申告を受け付けています。ご利用に関しては、eLTAXホームページ(<http://www.eltax.jp>)をご覧ください。

【受付期間】

平成29年1月4日(水)〜

1月31日(火)

【受付時間】

午前8時30分〜午後5時15分

(正午〜午後1時の間は除く)

【受付場所】 資産税課

※尚、最終日は大変な混雑が予想されますので、早めの申告をお願いします。

【問】 資産税課 ☎973-5394

事業者向け

固定資産税課税免除に関する説明会を行います

事業者を対象に固定資産税課税免除に関する説明会を行います。

【日時】 12月19日(月) 午前10時〜11時

【場所】 沖縄IT津梁パーク 中核機能支援施設 (字州崎14-17)

【対象】 1. 国際物流拠点産業集積地域(うるま地区)の事業者  
2. 「産業イノベーション制度」を受けている、もしくは検討している事業者(うるま市全域)

【申込方法】 お電話またはメールにてお申込みください。メールアドレス: takashi-m@city.uruma.lg.jp

【申込期限】 12月1日(木)〜16日(金) 午後5時



【お問い合わせ】 企業立地雇用推進課 ☎923-7611